

厚生労働大臣が定める揭示事項

1. 【看護職員の配置状況について】

当院では、患者様に安心・安全な医療を提供するために以下の体制で看護を行っております。

■看護職員の配置基準

- ・「13 対 1 看護配置」を採用しております。（特殊疾患病床は 10 対 1）
⇒患者様 13 名に対して 1 名以上の看護師を配置しております。
- ・看護職員は患者様の状態や看護の必要度に応じて、日勤・夜勤を含む交代制で勤務し、24 時間体制で看護を提供しています。

■看護補助者の配置基準

看護補助者の配置は「30 対 1 看護補助者配置」を採用しております。（地域包括ケア病床は 25 対 1）
⇒患者様 25 人に対して、1 人以上状況要点の看護補助者を配置しています。

看護補助者は、看護師と連携しながら、清潔ケア・環境整備・移動介助など、患者様の生活支援を中心に行っています。

■病棟ごとの病床数

病棟	病床数	入院料	看護配置	看護補助者配置
2 階病棟	35 床	地域一般入院料 1	13 対 1	30 対 1
3 階病棟	49 床	地域一般入院料 1	13 対 1	30 対 1
4 / 5 階 病棟	56 床	地域一般入院料 1 （4 床）	13 対 1	30 対 1
		地域包括ケア入院医療管理料 2 （37 床）	※特殊疾患	※地域包括ケア
		特殊疾患入院医療管理料（15 床）	10 対 1	25 対 1

各勤務時間帯看護要員については各病棟に揭示しております。

2. 【提供する食事の管理について】

当院では入院時食事療養(1)の届け出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後 6 時以降)適温で提供しています。

※食事負担金は 1 食につき 510 円となっております。

（非課税区分Ⅱ：240 円、非課税区分Ⅰ：110 円）